

一已中学校教育目標

愛に生き、真に生き、美に生きる

校 訓

誠実・創造・躍動

生徒会スローガン

『 勇 気 凜 林 』

三出来

『挨拶ができる 時間を守ることができる 後片付けができる』


3つのいっぱい運動

『歌いっぱい、花いっぱい、気持ちいっぱい』

一已中学校章

【制定】 平成26年4月1日

【校章の説明】

- 
- 3枚の花びら（プラチナ）は、統合した一已中学校・納内中学校・多度志中学校の固い結束と協調を意味する。
 - 3つの三角形（シルバー）は、花びらを支える「ガク」を表し、教職員・保護者・地域の3者が学校を支え、地域と共に真の生きる力を育むことを意味している。
 - 「中」（ゴールド）は生徒を表し、学校・保護者・地域に見守られてたくましく成長する願いを込めている。
 - 「星」（ゴールド）は、学校の輝き、保護者の輝き、地域の輝きが一つになり、無限に輝く一已中学校の輝きを表し、一已中学校で育った生徒が未来で活躍することを願っている。

【意味】

- 愛に生き（誠実）
 - 3つの花びら：友達と仲良く互いを認め合う生徒
- 真に行き（創造）
 - ゴールドの「中」：真理を探究し、知性を磨き合う生徒
- 美に生きる（躍動）
 - 「星」金・銀・白金のバランス：心身ともに美しく高め合う生徒

一巳中学校 校歌

齋藤七郎治 詩
千葉日出城 曲



- | | | |
|---|---------|-------|
| 1 | 田の面のそよぎ | さわやかに |
| | 柳影ときに | 岸边にて |
| | 水路さやかに | 音あれば |
| | はずむ心に | 身もかるく |
| | 銀輪朝の | 風をきる |
| 2 | 明るい窓の | 学び舎に |
| | 友情かおる | 朝夕を |
| | 我ら迎えて | 幸多く |
| | のぞむ暑寒の | 嶺遠く |
| | 大志をもてと | 雲がゆく |

一 生徒会規約 一

第一章 名称及び組織

第1条 本会は、一巳中学校生徒会と称し、一巳中学校の生徒全員によって組織する。

第二章 目的及び運営

第2条 本会は、全員が中学生としての自覚のもとに、学校生活の民主的向上を図り、健全な生徒としての教養を高めることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的達成のために次のような活動を行う。

1. 本会諸行事の企画・実践
2. 民主的 school 生活の実践
3. 体育活動の実践
4. 学芸文化の研究と発表
5. その他

第4条 本会の活動を推進するために次の組織を置く。

1. 本部・書記局
2. 執行委員会

3. 常任委員会
4. 選挙管理委員会
5. その他特別委員会

第5条 前条組織の活動細則については別に定める。

第三章 会議

第一節 生徒総会

第6条 生徒総会は本会の最高議決機関であり、年度当初、年度末に定例の総会をもつほか、必要に応じて開催される。また、全学級の3分の1以上の要求があった場合は、総会を開催しなければならない。この会の召集は会長が行う。

第7条 総会の進行は議長団2名によって行われる。

第8条 総会は次の事項を審議決定する。

1. 生徒会の運営方針及び年間活動計画に関する審議。
2. 予算案の審議、決算の承認に関する事項
3. 規約の制定・改廃に関する事項
4. その他必要事項

第二節 代議員会

第9条 代議員会は総会に次ぐ機関であり、次の各学級代表3名の代議員で構成される。

1. 学級委員長
2. 学級副委員長
3. 学級書記

第10条 代議員会の議長は、代議員の中から選出して常任とし、総会議長を兼ねることができる。

第11条 代議員会の開催は、第6条に準ずる。

第12条 代議員会は次の事項を審議する。

1. 各機関から提案された事項
2. 特別委員会の設置及び廃止に関する事項
3. その他の必要事項

第三節 学級会

第13条 学級会は生徒会活動の推進母体であり、次の事項を行う。

1. 各機関から提案された事項の審議
2. 下記の学級役員を選出
学級委員長1名 副委員長1名 書記1名
学級議長2名

3. その他必要事項

第四節 学年連絡協議会

第14条 学年連絡協議会は、前条第2項の役員によって構成され、学年内の諸問題解決と学年の向上のため、生徒会規約内において独自の活動を行う。

第15条 協議会内に議長、その他必要な役員を置き、学年所属教師の指導を受けて活動する。

第五節 議決

第16条 生徒総会・代議員会における議決は、出席者の過半数が決する。賛否同数のときは、議長が決する。

第四章 役員

第17条 生徒会には次の役員を置く。

1. 会長・副会長・書記長 各1名
2. 生活委員長・文芸委員長・保体委員長・放送委員長・合唱委員長各1名。

第18条 前条第1項の本部・書記局は、生徒会活動の全ての企画に当たり各機関に提案する任務

と権限をもつ。

第19条 本部・書記局の任務は次のとおりとする。

1. 会長は生徒会を代表し、会の運営に責任をもつ。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代わって行う。
3. 書記長は本会活動の記録と庶務にあたり、資料を整理保管するとともに、各機関への提案を行う。

第20条 第17条第2項の各役員は各役員会活動を統括し、別に定める業務を推進する責任者となる。

第21条 各役員の任期は10月中旬から翌年同時期の1期制とする。

第22条 各役員は他の役員を兼ねることができない。

第23条 各役員の選出については別に設ける選挙管理規定に定める。

第五章 会計

第24条 この会の会員は、生徒会運営に必要な一定の会費を納入する義務を負う。

第25条 この会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第六章 付則

第26条 生徒会活動推進のための指導・助言者として、それぞれの組織に顧問教師を置く。

第27条 この規約施行にあたり必要な細則を定めることができる。

第28条 会長は必要に応じて、代議員にはかつて特別委員会を設けることができる。

第29条 生徒会運営にあたっては、全て職員会議の承認を得る。

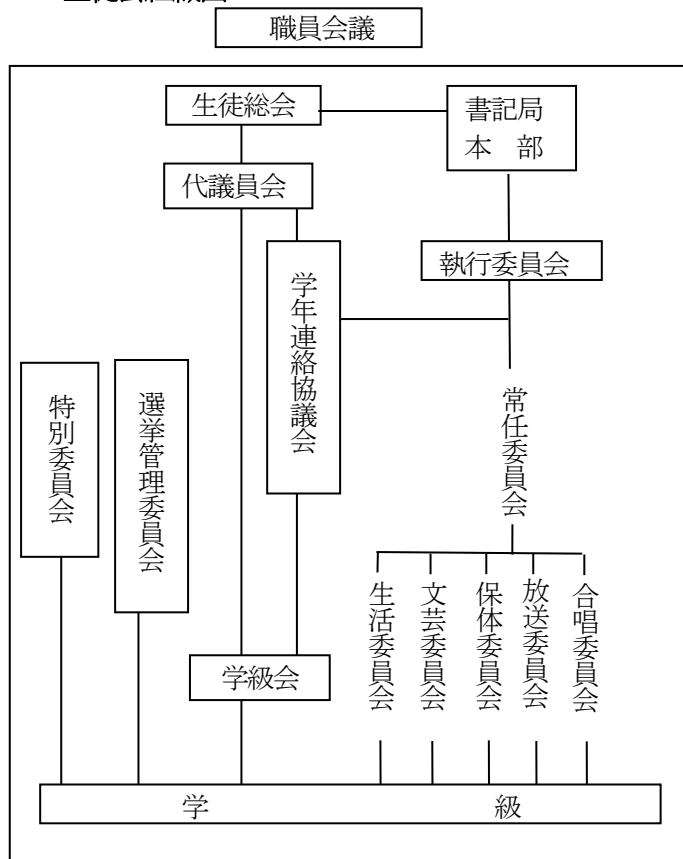
平成9年4月1日 一部改正施行

平成15年4月1日 一部改正施行

平成19年11月1日 一部改正施行

令和3年4月1日 一部改正施行

生徒会組織図



— 生徒会規約に関する細則 —

第一節 執行委員会

第1条 執行委員会は書記局の企画のもとに原案を作成し、各機関に提案するとともに、本会の目的達成のため業務の推進にあたる。

第2条 執行委員会は書記局員、各常任委員会の委員長によって構成され、必要に応じて学年連絡協議会議長等の役員の出席を求めることができる。

第3条 執行委員会は会長が召集し、副会長が進行する。

第二節 常任委員会

第4条 生徒会活動推進のために次の常任委員会をおく。

1. 生活委員会
2. 文芸委員会
3. 保体委員会
4. 放送委員会
5. 合唱委員会

第5条 各委員会は委員長と各学級から選出された2名の委員により構成される。任期は4月1日～10月中旬、10月中旬～翌年3月末日までの二

期制とする。必要に応じて係を置くことができる。

第6条 各委員会は月一回以上の会合を持ち、その記録は本部で一括保管する。その記録は会員からの要請があれば公開しなければならない。

第7条 各委員会の業務内容は次のとおりとする。

1. 生活委員会は校内外生活の規律の徹底を図り、生活向上のために次の業務を行う。

- (1) 校内外の生活規定の点検活動
- (2) 校内諸問題の解決
- (3) 集会
- (4) 自転車整備点検
- (5) 各種心得の企画と改善
- (6) 遺失物の整理
- (7) 登下校指導
- (8) その他の自主活動

2. 文芸委員会は校内の学芸文化向上のために次の業務を行う。

- (1) 掲示物、作品展の企画

- (2) 学習文化活動の活発化
- (3) 図書館の運営
- (4) 図書 of 整理
- (5) 図書の紹介と読書の啓発
- (6) 図書だよりの発行
- (7) その他の自主活動

3. 保体委員会は体育活動の充実と健康諸衛生の向上のために次の業務を行う。

- (1) 体育大会の協力
- (2) 体育館の使用割り当て、及び生徒会体育備品の整理点検
- (3) 疾病・障害防止の啓発活動
- (4) 校舎内外の環境衛生と点検
- (5) 水飲み場・手洗い・便所の衛生保持
- (6) 給食指導
- (7) 清掃指導
- (8) 花壇類の世話の推進
- (9) その他の自主活動

4. 放送委員会は次の業務を行う。
 - (1) 校内放送の企画・運営
 - (2) 行事における記録・取材活動
 - (3) 放送連絡活動
 - (4) 放送に関する器具・機材の管理
 - (5) 諸行事の放送機材設営・運営
 - (6) その他の自主活動

5. 合唱委員会は次の業務を行う。
 - (1) 生徒会活動における合唱活動の活発化に向けた啓発
 - (2) 合唱集会の計画・推進
 - (3) 学校祭における合唱コンクールの運営
 - (4) その他の自主活動

第三節 選挙管理委員会

第8条 生徒会役員選出のための選挙管理事務を進める組織として、選挙管理委員会を置く。

第9条 選挙管理委員は各学級代表2名によって構成される。

1. 任期は1年とし、役選の行われる10月に発足し、

全ての業務が終了するまでとする。

2. 委員長は互選による。また、必要に応じて係を置くことができる。

第10条 選挙管理委員会は次の業務を行う。

1. 立候補の受け付け、締め切り・投票の公示
2. 立候補者名簿一覧表の公示
3. 選挙運動は学級遊説を大いに取り入れ、必要に応じて立ち合い演説会を開催する。
4. 立ち合い演説会開催に関する業務、投票場設置等の必要事項
5. 投票結果の報告
6. その他の必要事項

第11条 選挙管理委員会は、公選される役員の候補者となることはできない。

第四節 その他

第12条 この細則の制定・改廃は総会、または代議員会の承認を得なければならない。

平成9年4月1日 一部改正施行

平成15年4月1日 一部改正施行

平成20年4月1日 一部改正施行

令和3年4月1日 一部改正施行

一 選挙管理規定 一

第一章 総則

第1条 この規定は生徒会役員の選出について定められたものであり、その業務は選挙管理委員会が行う。

第二章 選挙規定

第2条 役員への立候補は学級・学年からの推薦により、選挙管理委員会に届け出て成立する。

第3条 公選される役職は、会長 1、副会長 1、書記長 1、常任委員長（生活・文芸・保体・放送・合唱）各 1 名の 8 名である。

第4条 選挙用紙の記入方法は、立候補者の上の欄に○印を記して投票する。

第5条 当選は最高点順に決定する。

第6条 無競争のときは信任投票を行い、有効票の過半数に達することで当選とする。また、過半数に達しなかった場合は、その役職において再度公示を行い、補欠選挙を行う。

第7条 次のものは無効とする。

1. 所定の用紙を使用していないもの
2. 規定以上の○印を記入してあるもの
3. 選挙管理委員会で判読困難なもの

第三章 リコール制度

第8条 公選された生徒会員に対して、会員の3分の1以上の署名があれば、リコール請求ができる。

第9条 リコール請求を受けた時点で、選挙管理委員会は信任投票を行わなければならない。

第10条 信任投票において、全会員の過半数の不信があれば、役員は辞任しなければならない。

第11条 リコールによって欠員が生じた場合、ただちに補欠選挙を行う。

第四章 補欠選挙

第12条 生徒会役員が事故等により不在になった時、その後の生徒会活動に支障をきたす場合補欠選挙を行うことができる。

平成 15 年 4 月 1 日 一部改正施行

平成 19 年 11 月 1 日 一部改正施行

令和3年4月1日 一部改正施行

— 生活規律 —

《校内生活》

1. 服装

- (1) コート、ジャンパー類は特に規定しないが、通学にふさわしく、華美にならないこと。
- (2) 男女ともに制服を定め、その内容は制服規定で別に定める。
- (3) 指定ジャージは制服と同等の扱いとする。

2. 頭髪など

- (1) 男女共に頭髪については、染色、脱色、整髪料、パーマ、アイロンで巻くことは禁止する。
- (2) ピアス、ネックレスなどの装飾品は身につけない。

3. かばん

- (1) 通学のかばんに関してはスポーツバックとする。(一日の授業道具が全部入り、教科書等が傷まないこと)
- (2) 鈴、お守り、キーホルダー等をつける場合は、過度にならないようにする。

4. 不要物

- (1) 授業に関係のないものを持ってきてはいけない。

- (2) 本、CDなどについては、貸し借りのために持参することを認めるが、必ず朝の学活時に袋に入れて担任に預けること。

5. 自転車通学

- (1) 自由とするが、希望するものは必ず届け出ることとする。ステッカーを貼っていないものは認めない。

6. 昼食の持参

- (1) 休日の部活動等で昼食を必要とするときは、朝から持参するものとし、登校後買い求めるために校外へ出てはいけない。
- (2) 食事の場所は別に定める。

7. 登下校の服装

- (1) 制服又は指定ジャージとする。

8. 部活動の最終終了時刻

夏季(4月～10月) 18:00

冬季(11月～3月) 17:30

《校外生活》

1. 外出時間

- (1) 夏季(4月～10月)は午後8時までとし、冬季(11月～3月)は午後6時までとする。

2. 市外への外出

- (1) 友人同士での外出は隣接する都市（旭川、滝川、北空知管内）とする。（スキー、サイクリングについても同様とする）

3. 店舗への出入り

- (1) 遊戯場及び酒類を主体とした飲食店、喫茶店への出入りは禁止する。
- (2) カラオケボックスの利用は保護者同伴とする。

4. 服装

- (1) 華美でないものとし、中学生としての品位を損なわないものとするのがのぞましい。

5. アルバイト

- (1) 保護者、事業主の許可証明書を提出し、校長の許可を得ること。

6. 長期の旅行等

- (1) 家族で長期のキャンプや旅行に行く際は、行き先、連絡先を事前に担任に申し出る。

7. 外泊

- (1) 友人間の外泊はいかなる場合も禁止する。

平成15年4月1日 一部改正施行
平成30年4月1日 一部改正施行
令和3年4月1日 一部改正施行
令和5年4月1日 一部改正施行

－ 服装規定 －

1. 服装に対する基本的な考え方

- (1) 簡素で、美しく、中学生らしいものとする。
- (2) 生徒指導上の好ましい方向を配慮する。
- (3) 保護者や生徒会員の要望を取り入れたものとする。
- (4) 経済的負担の軽減を考慮する。

2. 服装の内容 男 子

	内 容
(1) 帽子	○着帽については規定しない。
(2) 上衣	○標準学生服とする。 ○夏期間は白のカッターシャツ（半袖も可）とする。
(3) 下衣	○標準学生ズボンとする。
(4) 靴下・靴	○靴下の色は指定しない。 ○校内靴は指定とする。外靴については特に指定しないが、通学にふさわしく、華美にならないものとする。（体育に支障がないもの）
(5) 体育衣	○上下ジャージを指定する。 ○Tシャツは、半袖であれば、色は指定し

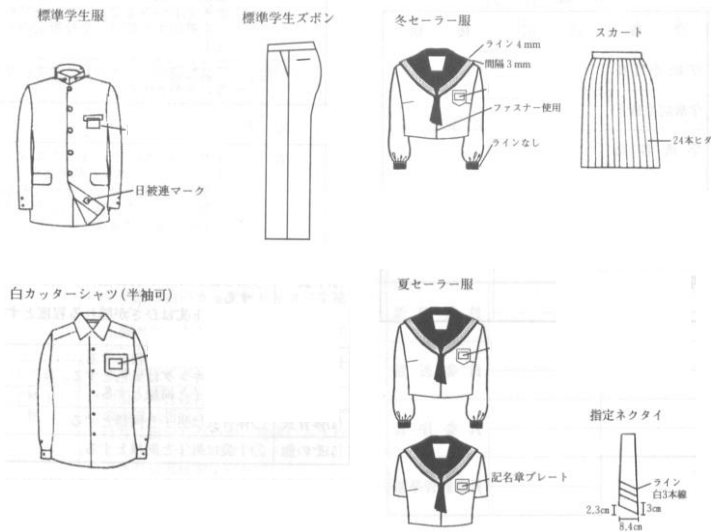
	ない。ハーフパンツを着用する際は、学校指定のものとする。
(6) その他	○手袋は通学にふさわしく華美にならないものとする。

女子

内 容

(1) 上衣	○黒セーラー服とし、丈はウエストラインより5cm下がりを基準とする。 ○夏期間は指定の夏セーラーとする。
(2) 下衣	○黒ひだスカート又は黒スラックスとする。 ○スカート丈はひざが隠れる程度とする。
(3) 靴下・靴	○靴下の色については男子と同様とする。 ○夏服時は、白・黒・紺のハイソックスでも構わない。冬服時は、黒色ストッキングまたはタイツ。○靴は男子と同様とする。
(4) 体育衣	○体育衣は男子と同様とする。
(5) その他	○手袋は男子と同様とする。

指定デザイン図



平成 26 年 6 月 30 日 一部改正施行